

暴風警報・特別警報・地震発生に伴う対応について

暴風警報・特別警報が発令された場合の対応や震度5弱以上の地震が発生した場合の対応について、ご家庭で確認していただきますようお願いいたします。

1 名古屋地方気象台から「愛知県全域」「愛知県西部」または「西三河北西部」に暴風警報、特別警報が発令された場合について

(1) 児童が登校する前に暴風警報、特別警報が発令された場合

① 午前6時までに警報が解除された場合は、授業を行います。

- ・ 通学路の安全点検をします。(職員で行います)
- ・ 学校メールにて、集合場所への集合時刻と、弁当が必要かどうかについても合わせて連絡します。

* 学校メールができない場合もあります。防災情報を確認のうえ、登校させるか、自宅待機するかを保護者様でご判断ください。

② **午前6時までに、暴風警報、特別警報が解除されない場合は、当日の授業は行いません。**

(2) 児童の登校後に暴風警報・特別警報が発令された場合について

① 学校メールにて暴風警報・特別警報が出されたことを連絡します。

② お迎えをお願いします。

* 学校メールができない場合もあります。防災情報を確認してお迎えに来てください。

③ お迎えに来ていただけるまで、学校の方でお子さんを、お預かりします。

* 放課後児童クラブや居場所も暴風警報・特別警報が出た時点でなくなります。

2 巨大地震発生(震度5弱以上)について

市内で震度5弱以上の地震が発生した場合について

(1) 登校前に地震が発生した場合、学校から指示があるまで、自宅待機とします。

(2) 登校後に地震が発生した場合、直ちにお迎えをお願いします。

(3) 登校中に地震が発生した場合、公園や安全が確保できるところで、避難するように指導しています。ご家庭でも通学路途中の、どこに避難するかを決めておき、安全確認をお願いします。

* 学校メールがなくても、災害情報を確認して、保護者様でご判断ください。

3 土砂災害に関する気象情報について

「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、暴風警報が発令された時と同様に対応してください。

* 広川台小学校区は土砂災害地域に指定されています。

保存・掲示用

自然災害時の対応

豊田市立広川台小学校

地震

震度5弱以上		豊田市内
在宅時		学校から指示があるまで自宅待機
在校時		学校待機→【保護者のお迎え】

風水害

	暴風警報 特別警報	愛知県全域 愛知県西部 西三河北西部 豊田市西部
	『避難準備・高齢者等避難開始』発令	美里地区
在宅時	午前6時までに解除	平常授業 通学路が危険な場合は自宅待機
	午前6時を過ぎて解除 引き続き解除されない	授業中止・臨時休業
在校時	登校後に発令された場合	授業を中止し、速やかに下校 【学校待機→保護者お迎え】